

じりつしえんきょういくくんれんきゅうふきん
自立支援教育訓練給付金

(R6.8改)

* 就職のための講座受講料等の学費を支援します *

ひとり親家庭の父または母が、就職につながる能力開発のために受講する教育訓練講座の受講料を助成します。受講前にあらかじめ講座指定を受けることが必要なため、必ず受講開始前に申請してください。

◆母子・父子自立支援プログラムを策定します(受講開始前の面談)

要予約

*福岡県 ひとり親サポートセンター 飯塚ランチ
TEL: 0948-21-0390



受講予定の講座をご確認ください

受講する講座は、厚生労働大臣の指定を受けた講座ですか？
受講する講座の養成校にお尋ねいただくか、以下のシステムで
確認してください（一部除外の講座があります。）

指定講座の確認（教育訓練給付制度検索システム）
<https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/>



最寄りのハローワークで「教育訓練
給付金」についてお尋ねください。

*ハローワーク福岡東
マザーズコーナー
TEL: 092-672-8609



「自立支援教育訓練給付金」は初めて申請しますか？

雇用保険に加入していますか？（3年以上または離職1年以内）

雇用保険制度の「教育訓練
給付金支給要件回答書」を
依頼してください。

以下の要件をすべて満たす対象者は、宗像市で「自立支援教育訓練給付金」の講座指定申請ができます。

《要件》

- 市内に居住するひとり親家庭の父または母
- 20歳未満の児童を扶養しているひとり親
- 教育訓練講座を受講することが、適職に就くために必要であると認められること
- 自立に向けた計画「母子・父子自立支援プログラム(※1)」の策定を受けていること

給付金を受給するまでの流れは、
裏面を確認してください。

《提出が必要な添付書類等》

- 戸籍謄本や住民票の写し（公簿等で確認できる場合提出不要）
- 教育訓練給付金支給要件回答書（雇用保険に加入したことがある人。ハローワーク発行）
- 母子・父子自立支援プログラム
- 受講する養成機関のパンフレット等（講座名、学校名、受講料などの金額が分かるもの）
- 給付金の振込金融機関の通帳等

指定された講座の受講修了後「自立支援教育訓練給付金」の支給申請をすることができます。

《提出が必要な添付書類等》

- 戸籍謄本や住民票の写し（公簿等で確認できる場合提出不要）
- 宗像市から交付された講座指定通知書
- 指定講座の修了証明書の写し
- 指定講座の入学料及び受講料の領収書
- 教育訓練給付金支給要件回答書・不支給決定通知書（ハローワーク発行）
- 給付金の振込金融機関の通帳等



《支給額》

- ① 雇用保険法の「一般教育訓練」と「特定一般教育訓練」の指定講座を受講する方で、雇用保険法の教育訓練給付金の支給を受けることができない場合⇒受講料の6割相当額【上限：20万円】
- ② 雇用保険法の「専門実践教育訓練」の指定講座を受講する方で、雇用保険法の教育訓練給付金の支給を受けることができない場合⇒入学金及び受講料の6割相当額【上限：40万円×最大4年。ただし1万2千円を超えない場合は支給なし】条件により2.5割（上限20万）を加算】
- ③ 雇用保険法の「一般教育訓練」「特定一般教育訓練」「専門実践教育訓練」の指定講座を受講する方で、雇用保険法の教育訓練給付金の支給を受けることができる場合⇒①または②から雇用保険法の「教育訓練給付金」の額を差し引いた額【上限：雇用保険法の教育訓練給付金の額が①または②の額を上回る場合は支給なし】

～自立支援教育訓練給付金を受給するまでの流れ～

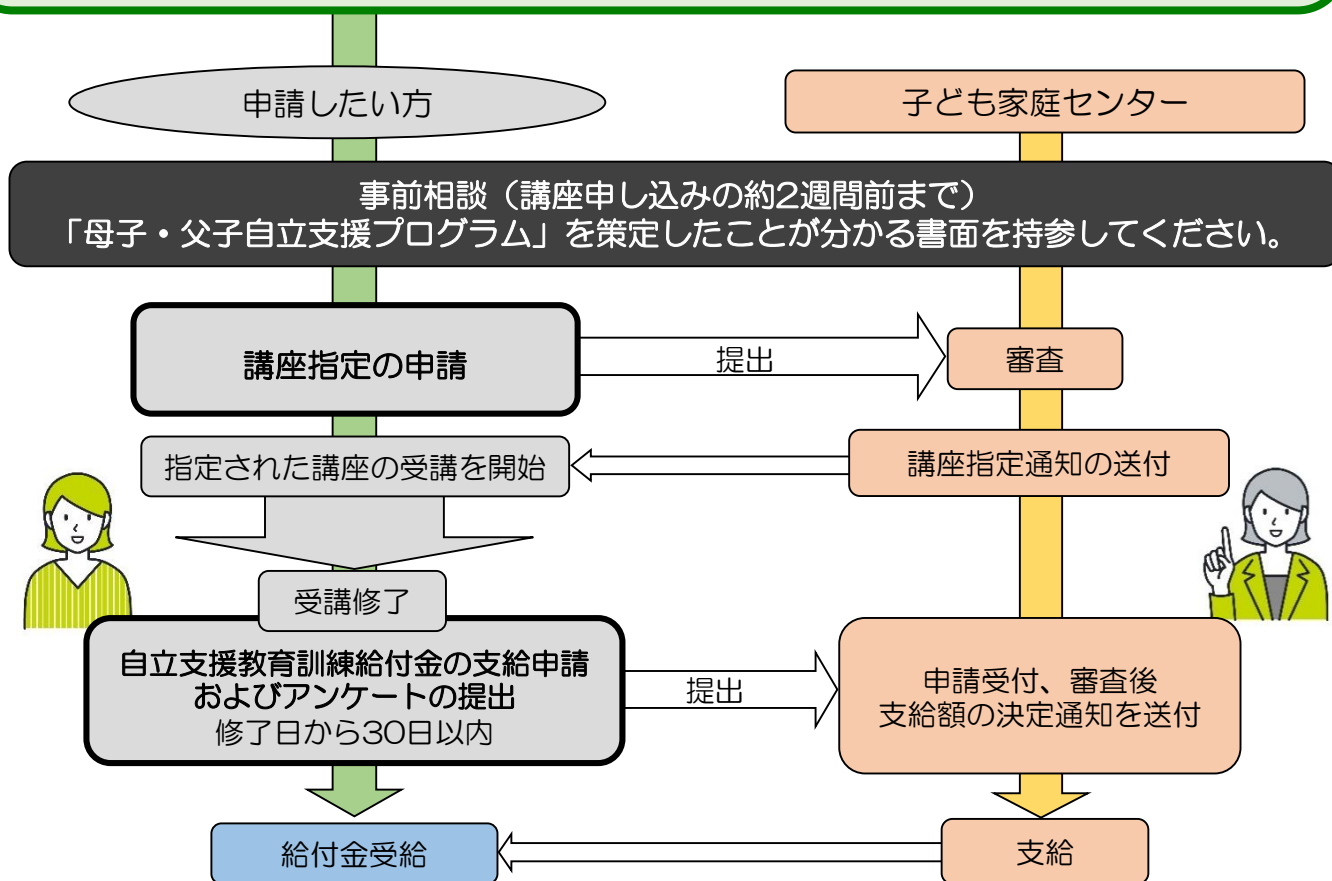
(※1)母子・父子自立支援プログラムを策定します(受講開始前の面談)

要予約

相談員が一人一人の事情を聴きながら、自立支援計画(プログラム)を策定するものです。講習会受講や資格取得といった就職前の支援から、ハローワークと連携した就職までの支援、就職後のアフターケアなどきめ細かな支援を行います。

自立支援プログラムの策定については、飯塚市にある「福岡県ひとり親サポートセンター飯塚 brunch」に事前申し込みが必要です。自立支援教育訓練給付金を申請するときは、自立支援プログラムを策定したことが分かる書類を提出いただきます。相談員との面談等が必要ですので、早めにご相談ください。

*福岡県ひとり親サポートセンター 飯塚 brunch
TEL: 0948-21-0390



《入学金や受講料を支払うことが難しい場合》

福岡県社会福祉協議会で「高等職業訓練促進資金貸付事業」として、入学準備金や就職準備金の貸付が受けられる場合があります。詳細は「福岡県社会福祉協議会」にお尋ねください。

- ※ 自立支援教育訓練給付金との併用はできません。
- ※ 高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学する必要があります。
- ※ 自立支援教育訓練給付金を取り下げることで高等職業訓練促進資金貸付を受けられる場合があります。

*福岡県社会福祉協議会
TEL: 092-584-3377

